

宝くじの助成金を活用！

○問合せ先 まちづくり推進課企画統計係 ☎内線 316

宝くじ普及広報事業の一環として、(財)自治総合センターが行っているコミュニティ助成事業を活用し、浅谷浮立保存会が衣装 20 着の購入を行いました。

この衣装は、福島ふるさと祭りなどへ出演する際に着用する予定で、今後のコミュニティー活動に生かされます。



平成 25 年度ひとり親家庭等生活支援事業 中野義文先生 (唐津市厳木中学校校長) による講習会 子どもにとって 今 大切なこと

○問合せ先 子育て・こども課こども未来係 ☎内線 167

- ・子どもが言うことを聞かない・・・
- ・忙しくてかまっていられない・・・
- ・限られた時間で何をどうしついたらいいの？

子どもに関わる悩みは尽きません。講習会を受講して、日常のさまざまな子育ての悩みについて解消する糸口を一緒に見付けてみませんか？

【日時】 10月12日(土)
午前9時30分～11時30分

【会場】 松浦市生涯学習センター 2 階

【対象者】

松浦市内に住所を有するひとり親家庭などの父・母 および寡婦

※法的にひとり親家庭でない人も参加できます。

【参加申込】 不要

【参加費・託児】 無料 (託児は事前に予約が必要です)

県主催の“ながさき田舎暮らし”相談会 ながさき田舎暮らしキャラバン

○問合せ先 まちづくり推進課企画統計係 ☎内線 315

長崎県への U I ターンに関する相談会「ながさき田舎暮らしキャラバン」が、東京都で開催されます！

松浦市も相談ブースを設置します。県外に住んでいる親戚や友人にご案内ください。

10月26日(土)
都道府県会館
(東京都千代田区)

【時間】 午後1時～5時

【プログラム】

参加市町各ブースでの相談会、田舎暮らし実践者との座談会、アンケート回答者への特産品プレゼント(先着順)など

※詳しくは、上記問合せ先に置いているチラシまたは「ながさき田舎暮らし」ホームページ (<http://www.pref.nagasaki.jp/inaka/>) をご覧ください。

10月は土地月間です —土地取引には届出が必要です—

○問合せ先 まちづくり推進課企画統計係 ☎内線 315、316

市内の一定面積以上の土地取引を行う場合、その権利取得者は、契約締結日から2週間以内に、市への届出が必要です。

Q. 一定面積とは？

- A. 市街化区域・・・2,000平方メートル以上
市街化区域以外の都市計画区域・・・5,000平方メートル以上
都市計画区域外・・・10,000平方メートル以上
※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が上記の面積以上となる場合には、個々の取引ごとに届出が必要です。

Q. 土地取引とは？

- A. 売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、地上権・賃借権の設定・譲渡 ほか

※これらの取引の予約である場合も含まれます。

詳しくは、上記問合せ先にお尋ねください。





ご厚志に感謝申し上げます ～ふるさとづくり寄付金～

○問合せ先 まちづくり推進課企画統計係 ☎内線 316

●平成25年1月～8月までに寄付を頂いた人

氏名	住所	金額
松永 ** 様	福岡県北九州市八幡東区	70,000 円
(株)親和テクノ腰差 (2工区) 作業所 様	松浦市	68,693 円
小嶋 雅子 様	佐賀県伊万里市	** * 円
出口 末廣 様	神奈川県横浜市磯子区	10,000 円
中野 正治 様	埼玉県狭山市	20,000 円
梶原 ** 様	松浦市	** * 円
田川 勝利 様	静岡県御前崎市	200,000 円
匿名希望 4 人		

●平成 24 年度の累計 (3 月末現在)

寄付を頂いた人 34 人
寄付を頂いた額 1,634,693 円

●平成 25 年度の累計 (8 月末現在)

寄付を頂いた人 8 人
寄付を頂いた額 610,000 円

平成 24 年度までに頂いたふるさとづくり寄付金は、次の事業に活用させていただきます。

- ・市内小中学校図書 of 充実
- ・松浦市オリジナル絵本の作成
- ・診療所デイ・サービスの充実

●この寄付金は、松浦市への共感や、ふるさととして松浦市に対する熱い想いを、ふるさと寄付金 (ふるさと納税) という形で応援していただいています。皆さまの温かいご支援をお待ちしています。

消費生活センターだより

○問合せ先 松浦市消費生活センター ☎内線 180

強引なインターネット接続サービスの電話勧誘に気を付けて！

<事例 1 >

以前から「現在の月々 2 千円を千円未満にできる」とプロバイダー契約を進める電話が何度もあったが、息子でないと分からないからと断っていた。それでも勧誘がやまないの、もう電話してほしくなくて「契約するか分からないけど、資料だけ送って」と言って電話を切った。数日後、書類が届いたので開けてみると、すでに契約したことになっていたのが驚いた。すぐに、書類に載っていたサポートセンターにかけたが、「契約のことは分からない」と取り合ってもらえない。(60 歳代 女性)

<事例 2 >

10 日前、電話会社の代理店から電話があり光回線契約とプロバイダー契約を勧められた。「2 カ月無料で利用できるが 2 年以内に解約すると違約金が掛かる」「契約すれば中古パソコンを提供する」「パソコン操作が分からないときは電話で詳しく教える窓口がある」と説明された。ちょうどパソコン教室に通いたいと思っていたので契約した。今日パソコンが届いたが、廃棄処分かと疑うほど古いものだった。回線の開通工事前だが、解約したい。(60 歳代 女性)

<ひとこと助言>

- 電気通信サービスは、サービスの内容や仕組みが複雑で耳慣れない言葉が多く、電話で説明されただけでは、分かりにくいという特徴があるため、トラブルになる例が増加しています。
- こういった契約は、「電気通信事業法」によって消費者の利益が保護されていると考えられることから、たとえ電話勧誘案内であったとしてもクーリング・オフの適用はありません。また、契約書に自署する義務はなく口頭での申し込み後、契約書が届く場合もあります。
- サービスの内容、料金体系、解約時の手続きや解約料などのサービス提供条件について、また無料期間・有料になる時期なども確認し慎重に考えましょう。
- 「何度も電話勧誘があって困る」という相談も寄せられています。しつこい勧誘を断るときは、あいまいな返事をせず事業者連絡先や担当者名を聞いた上で「契約するつもりはない。電話しないでほしい」旨をはっきり伝えましょう。契約しないことに理由はいりません。

※おかしいなと思ったときは、消費生活センターへご相談ください。